

## インボイス対応サービスのご紹介

株式会社オービックビジネスコンサルタント

## OBCのインボイス対応サービス

OBCには発行側・受領側の双方の要件に応えることができるクラウドサービスがあります!

発行側

#### インボイスの発行・電子化

販売管理の リプレイス ニーズへ対応 対応できる

## 販売管理DX Suite

現場からバックオフィスまでペーパーレス化ができる販売管理DXクラウドサービス

※電子インボイス発行標準対応



受領側

#### 電帳法対応と区分経理の両立

対応できる

## 経理DX Suite

改正電帳法とインボイス制度に完全対応した経理業務プロセスをデジタル化できる経理DXサービス



IT導入補助金 デジタル化基盤導入類型対象サービス(2年間補助対象)

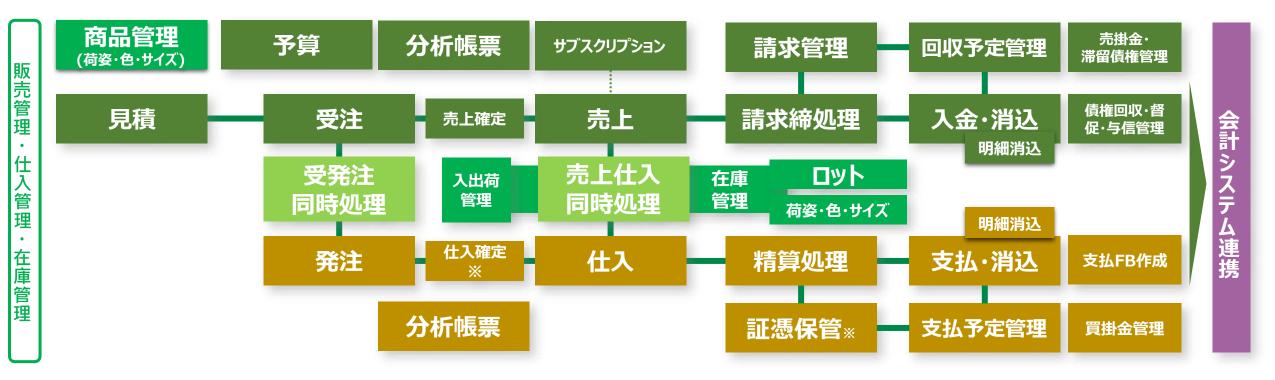




## 対応業務プロセス

高いレベルで標準化された業務プロセス機能により、

幅広い業種・業態へ対応し、さらに業務の生産性を大幅に向上させます。



制度改正時など業務プロセスの変更や必要となる機能搭載は追加コスト不要で対応します!

- 1. 交付する適格請求書の記載要件
- 1-1. 適格請求書の決定

<必要となる実務>

取引先に交付する「納品書」と「請求書」のどちらを適格請求書にするのか決める必要があります。

例1)納品書は今のままで、請求書を適格請求書にする

例2)納品書(納品書兼請求書)を適格請求書にする







納品書兼請求書

#### 奉行シリーズの対応方針

得意先ごとの消費税計算(税額通知)の設定で、 「納品書」「請求書」のどちらで適格請求書を交付するかを 選択します。

※自社が免税事業者の場合は別途、今のまま(区分記載請求書)で交付する設定があります。



## 1. 交付する適格請求書の記載要件

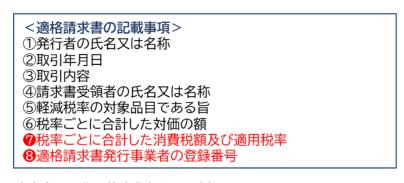
#### 1-2. 適格請求書

<必要となる実務>

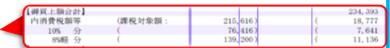
適格請求書に決定した書類(納品書・請求書)に記載要件(登録番号、適用税率、税率ごとの消費税額)を追加する必要があります。

#### 奉行シリーズの対応方針

- 自社の登録番号の入力欄を用意し、適格請求書に決定した書類(納品書・請求書)に記載要件の 「登録番号」「合計欄の消費税率、消費税額」項目を出力可能にします。
- お客様独自の請求書フォーマットもオリジナルフォームで対応可能です。







※赤文字は区分記載請求書からの追加項目

## 1. 交付する適格請求書の記載要件

#### 1-3. 適格返還請求書

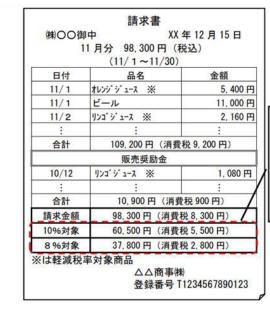
<必要となる実務>

値引きや返品が発生した場合も、記載要件に対応した 適格返還請求書の発行が必要です。

※適格請求書と適格返還請求書それぞれに必要 な記載事項を記載して 1枚の書類で交付することも可能です。

#### 【記載事項】

- ① 適格請求書発行事業者の名称
- ② 値引き、返品を行う年月日+売上年月日
- ③ 商品名+軽減税率対象の注記
- ④ 値引きや返品の税率ごとの合計額
- ⑤ 値引きや返品の税率ごとの消費税率又は適用税率



#### 継続的に、

①課税資産の譲渡等の対価の額から売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額及び ②その金額に基づき計算した消費税額等を

税率ごとに記載すれば記載事項 を満たします。

#### 奉行シリーズの対応方針

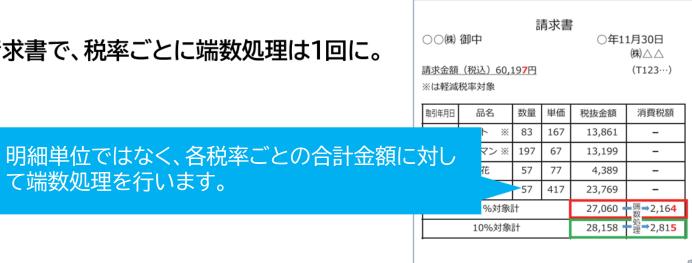
適格返還請求書の記載要件を満たしたうえで、従来と同様に売上請求書にまとめて発行します。 ※適格返還請求書単独の発行はインボイス対応版の初版では、対応しません。

- 1. 交付する適格請求書の記載要件
- 1-4. 消費税の端数計算

<必要となる実務>

消費税の端数処理は1つの適格請求書で、税率ごとに端数処理は1回に。

て端数処理を行います。



#### 奉行シリーズの対応方針

得意先の消費税計算(税額通知)の設定を「(明細)請求書単位」や「(明細)伝票単位」に設定するこ とで、税率ごとに売上分と返品・値引き分をまとめて消費税額の端数計算を1回で計算します。

- 2. 電子インボイス(PDF·Peppol)の交付
- 2-1. 電子インボイス(PDF·Peppol)の交付

<想定される実務>

制度施行により、紙の請求書発行から電子インボイス(PDF・Peppol)発行への変換がさらに進みます。 世の中の流れが電子化に進むことを見据えて、請求書を電子発行できるシステムを検討する必要があります。

※適格請求書の電子化は、インボイス制度の対応要件ではありません。

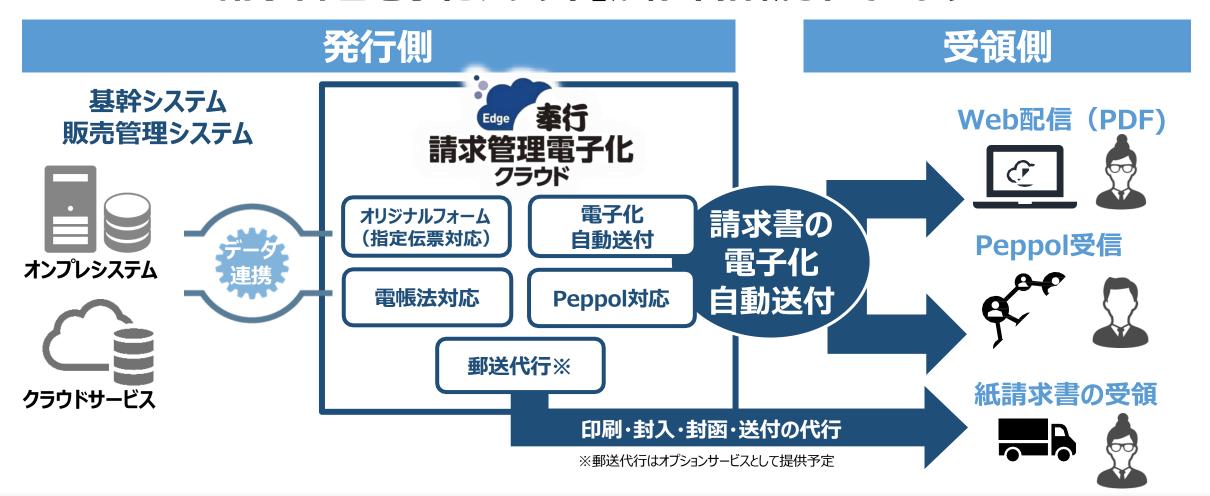
#### 奉行シリーズの対応方針

電子インボイス(PDF等)の発行に対応することで、企業間でやり取りする請求書の完全なデジタル化に対応します。

- ※電子インボイスの対応は「奉行Edge 請求管理電子化クラウド」が必要となります。
- ※「奉行Edge 請求管理電子化クラウド」はデジタルインボイス(Peppol)に対応予定です。

## 特長機能)請求書の電子化機能

## 奉行クラウド販売管理DX Suiteには、 「請求管理電子化クラウド」が標準搭載されています!



## 補足情報



請求管理電子化クラウドは単独導入が可能です。

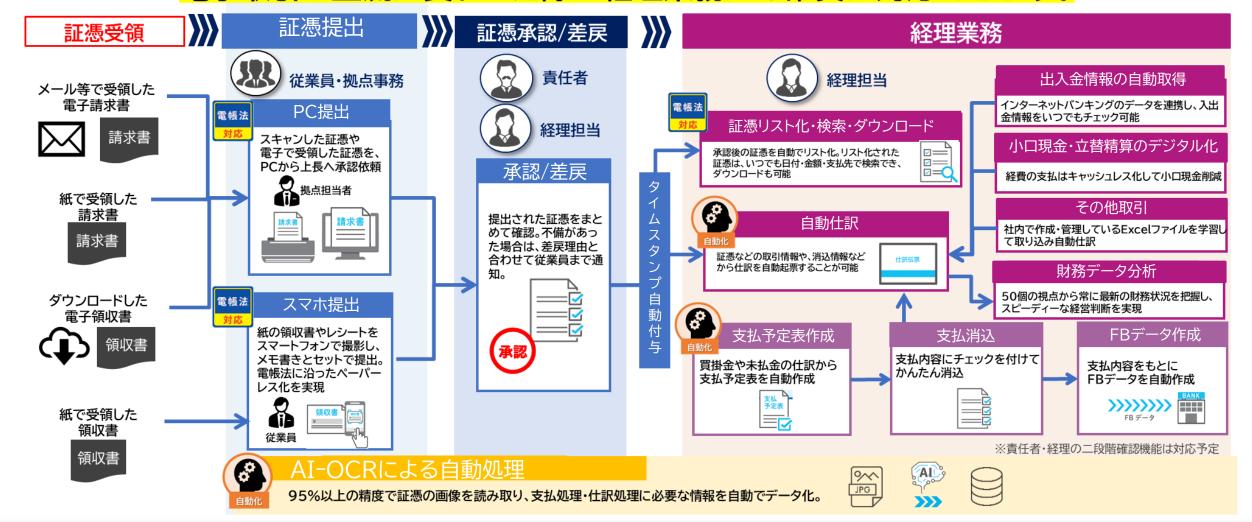
今お使いの基幹システムはそのままに、データ連携により、 請求書の電子化、Peppole対応が可能となります。



# 奉行クラウド経理 DX Suite

## 対応業務プロセス

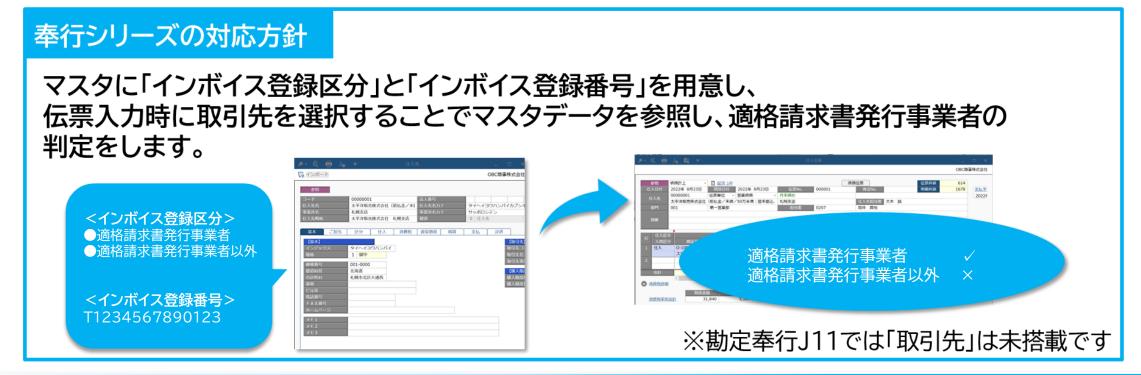
経理DXによって、証憑受領から経理処理までの一連のビジネスプロセスを変革 電子取引が主流に変わった際の経理業務にも確実に対応できます。



### 1. 適格請求書発行事業者の判定

<必要となる実務>

伝票入力時に適格請求書発行事業者との取引かを判断する必要があります。



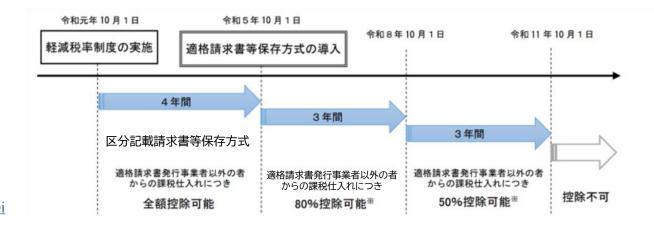
## 2. 仕入税額控除の経過措置対応

#### 2-1. 仕入税額控除の経過措置対応

<必要となる実務>

適格請求書発行事業者以外との取引は、帳簿に「80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入である旨」を記載して保存することが必要です。

※国税庁 お問合せの多いご質問「適格請求書等保存方式の概要等 問1」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzei ritsu/pdf/0521-1334-faq.pdf



#### 奉行シリーズの対応方針

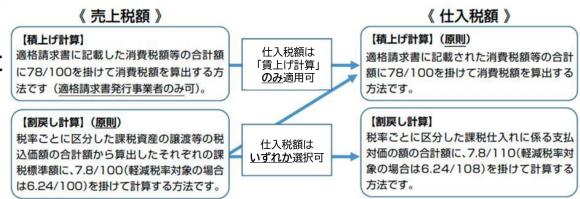
免税事業者(適格請求書発行事業者以外)との取引に対して、仕訳伝票では日付をもとに経過措置の控除割合を自動判定し、帳簿上で経過措置対応の課税仕入であることが自動的に記載されます。

※制度施行後は控除割合80%のみ記載されます。3年後に控除割合(80%・50%)を選択できるプログラムを再度提供致します。

- 2. 仕入税額控除の経過措置対応
- 2-2. 仕入税額控除の自動計算

<必要となる実務>

仕入税額控除の計算方法(積み上げ計算もしくは 割り戻し計算)を決定し、適格請求書発行事業者以外と の取引の場合、経過措置を考慮した仕入税額控除の計 算が必要です。



#### 奉行シリーズの対応方針

- ・ 仕入控除税額の計算方法を売上税額・仕入税額それぞれで積上げ計算、割戻し計算から有利 な設定を選択できます。
- 免税事業者(適格請求書発行事業者以外)との取引を税区分と経過措置の控除割合をもとに 自動で集計し、経過措置に基づき仕入税額控除額を自動計算します。

# ご清聴いただき、誠にありがとうございました

